

三重県環境管理マニュアル		章	4. 6
表題	環境マネジメントシステムの要求事項	制定日	平成 11 年 10 月 1 日
	経営層による見直し (第 20 版)	改定日	平成 22 年 4 月 1 日

4.6 経営層による見直し (マネジメントレビュー)

最高経営層は、組織が確立したシステムによる継続的改善の適切性、妥当性及び有効性を確実にするため、環境マネジメントシステムを見直す手順を定め、維持する。

(1) 見直しの時期

最高経営層は、次年度の予算要求及び予算編成に合わせて、システムの見直しを少なくとも毎年度 1 回行う。また、最高経営層が必要と認めた場合、臨時に見直しを行う。

(2) 情報の提供

ア 環境管理責任者は、最高経営層がシステムの見直しを行うために必要な次の情報を最高経営層に提供する。

- (ア) 環境目的・目標の達成状況 (実績を含む)
- (イ) 法的要求事項等の遵守評価結果
- (ウ) 利害関係者からの環境に関する苦情その他の提案・意見
- (エ) 是正処置及び予防処置の結果
- (オ) 前回までの最高経営層による見直しの結果に対するフォローアップ状況
- (カ) 環境関連法規の変更及び環境関連情報並びに社会的動向の変化
- (キ) 改善のための提案
- (ク) その他、システムを見直すために必要な情報

イ 代表主任環境監査員は、最高経営層が、システムの見直しを行うために必要な内部環境監査の結果を最高経営層に提供する。

(3) 見直しの実施

最高経営層は、提供された情報に基づき、次の事項の改定及び変更の必要性を検討し、事務局は、その結果を「三重県環境保全・地球温暖化対策推進委員会開催記録」に記載する。

- ア 環境方針
- イ 環境目的・目標
- ウ システムに関するその他の要素

(4) 変更の指示

ア 最高経営層は、見直した結果、環境方針の変更が必要であると判断したときは、速やかに環境方針を改定し、環境方針以外のシステムに関する事項について変更が必要であると判断したときは、環境管理責任者に対し、その変更を指示する。

イ 環境管理責任者は、変更の指示を受けたときは、速やかに事務局に指示して変更の手続きを行う。

ウ 上記ア及びイの変更の手続きは、「4.3.3 目的、目標及び実施計画」の(4)と同様に行う。

(5) 変更事項の審議

ア 環境管理責任者は、変更案を必要に応じて、三重県環境保全・地球温暖化対策推進委員会に提案する。

イ 三重県環境保全・地球温暖化対策推進委員会は、速やかに審議する。

ウ 環境管理責任者は、上記ア及びイの審議結果を最高経営層に報告する。

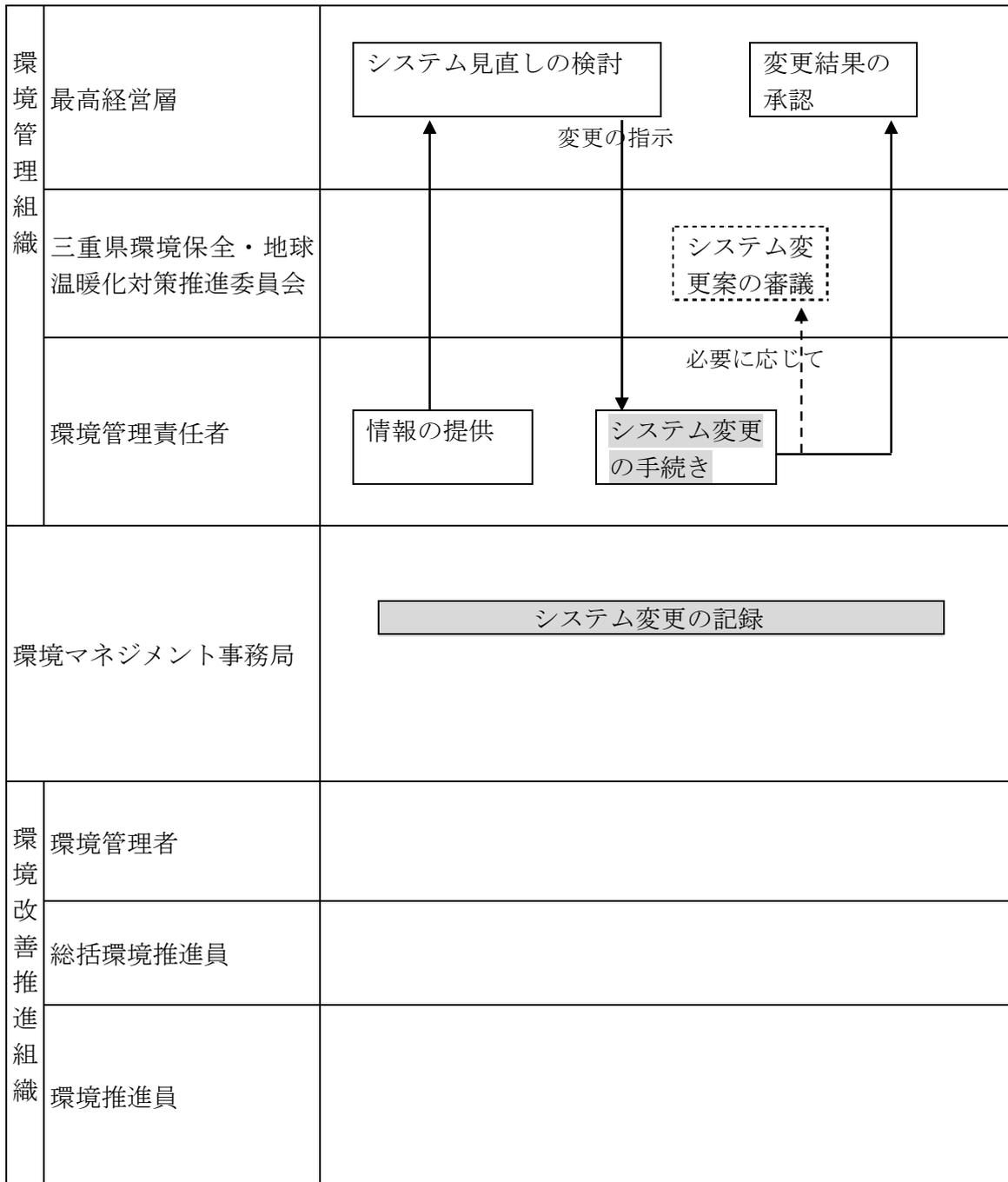
(6) 変更の記録

最高経営層による変更の指示事項は、「環境マネジメントシステム変更指示事項書(様式1)」により、また、その結果は、「環境マネジメントシステム変更記録書(様式2)」により、事務局が記録し、最高責任者(知事)の承認を得てISOサーバに保存する。

(7) 関連文書

三重県環境保全・地球温暖化対策推進委員会設置要綱

環境マネジメントシステム見直しフロー



(注) 網掛け部分については、環境管理責任者及び事務局において対応する。

(様式1)

環境マネジメントシステム変更指示事項書

承認	作成	作成年月日
(最高責任者)	(事務局)	年 月 日

変更項目	変更の指示内容

(様式2)

環境マネジメントシステム変更記録書

承認	作成	作成年月日
(最高責任者)	(事務局)	年 月 日

変更項目	変更内容
変更の結果	現在のシステムが有効に機能していることを確認した。(左欄に確認できたら○印を記入する。)
	(最高経営層のコメント)